

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした、再就職手当を支給しないとした処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

- （1）請求人は、平成○年○月○日、A会社を離職し、平成○年○月○日、公共職業安定所に出頭し、雇用保険の受給資格の決定を求めた。
- （2）請求人は、同年○月○日、B市所在のC事務所（以下「事業所」という。）に就職し、同月○日、再就職手当支給申請書を提出した。これに対し、安定所長は、同年○月○日、再就職手当を支給しない処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- （3）請求人は、本件処分を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求を行ったが、審査官は、同年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見の要旨

（略）

第4 争 点

本件の争点は、安定所長が平成○年○月○日付けで請求人に対してした、再就職手当を支給しないとした処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 再就職手当を受給するには、雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第56条の3第1項ロ、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「則」という。）第82条の2の規定により、1年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる職業に就くことが要件となる。
- (2) 本件において、請求人の雇用期間は、雇用契約書において平成○年○月○日から平成○年○月○日までとなっており、1年以下の期間の定めのある雇用契約であることが認められる。

しかしながら、1年以下の期間の定めのある雇用に就いた場合であっても、その雇用契約が1年を超えて更新されることが確実である場合には、上記要件を満たすと判断する余地がある。そこで、請求人の雇用契約が1年を超えて更新されることが確実であるか否かについて、以下検討する。

ア この点、雇用契約書には、「業務上特に必要な場合は、契約を更新することがある。」との記載が認められる。そして、事業所は、平成○年○月○日付けで、請求人の雇用期間について、契約更新条項はあるものの、1年を超えて雇用する見込みがないことを証明していることが認められる。

これらの事実からは、請求人の雇用契約が更新されるか否かは、事業所が業務上特に必要と認めるか否かに左右されるものであり、雇用当初において、事業所が1年を超えて雇用する見込みがないと証明している以上、契約更新をすることが確実とはいえないものと解される。

イ さらに、請求人は、事業所における同職種の特定制業務契約職員のうち雇止めをされた者は、平成○年度の3名のみであり、それも長期欠勤や接客態度などによるお客様からの苦情や事務処理誤りの多発などを理由とする例外的な対応であったので、事業所における雇用実態も踏まえるべきである旨主張する。

しかしながら、事業所における特定制業務契約職員の契約更新の状況からは、平成○年度及び平成○年度は、採用された者全員が1年目で契約を更新して

いるものの、平成○年度は、1年目で契約を更新された者は3名のうち1名、平成○年度は4名のうち2名、平成○年度は6名の採用者のうち1名のみであることが認められることから、事業所において契約を更新することが常態化している実態があると解することはできない。

(3) したがって、当審査会としては、請求人は、法第56条の3第1項第1号ロ、則第82条の2所定の「1年を超えて引き続き雇用されることが確実に認められる職業に就いた者」には該当しないものと判断する。

(4) なお、1年以下の期間の定めのある雇用に就いた場合であっても、離職者の早期就職を促進するために、要件を充足すれば就業手当が支給されることは、既に安定所長から案内しているとおりである。また、憲法第22条における職業選択の自由とは、労働者にとっては自己の従事する職業を決定・遂行する自由を意味するところ、請求人が事業所における就職・業務遂行を妨げられた事実はない。事業者が1年以下の雇用期間としていること、又は、法が1年を超える雇用契約にのみ再就職手当を支給していることをもって、請求人の職業選択の自由が奪われているという主張は、請求人の独自の見解であることを付言する。

3 以上のとおりであるから、安定所長が平成○年○月○日付けで請求人に対してした、再就職手当を支給しないとした処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。